

Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

基本目標3 困難を有する子ども・若者への支援の充実

基本方策⑤ 総合的な相談・支援体制の整備

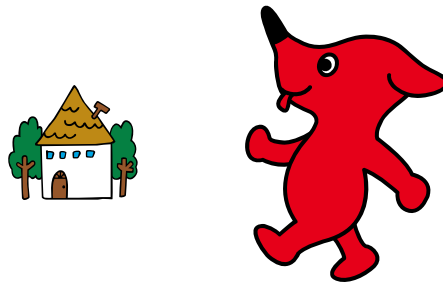
【現状と課題】

ニートやひきこもり¹²をはじめ、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者は、成育過程の中で様々な問題に直面した経験がある場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が相互に影響し合っています。こうしたことから、様々な問題を複合的にとらえ、継続的かつ包括的に支援をする体制を整えていく必要があります。

県では、平成24年1月に「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置し、教育・福祉・雇用などの官民の関係機関・団体が情報を共有し、必要な取組の検討等を行っています。また、平成24年7月に子ども・若者の総合的な相談窓口である「千葉県子ども・若者総合相談センター（愛称：ライトハウスちば）」を設置し、相談体制の強化を図りました。引き続き、関係機関・団体が連携し、困難を有する子ども・若者への相談・支援体制の充実を図っていくことが求められています。

また、子ども・若者が、より身近な地域で必要な相談や支援が受けられるようにするため、市町村や地域において、年齢階層で支援が途切れることない相談窓口やネットワークを整備していくことが課題となっています。

さらに、自ら相談機関等に来ることが困難な子ども・若者に対して、自宅もしくはその他の適切な場所において、必要な相談や助言を行うアウトリーチ（訪問）型支援の充実を図っていくことも今後の課題となっています。



¹² ひきこもり：自宅にひきこもって学校や会社に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態が6ヶ月以上続いており、統合失調症やうつ病などが第一の原因と考えにくいもの。（厚生労働省の定義）

【主な施策の方向性】

(1) 千葉県子ども・若者支援協議会の運営（県民生活・文化課）

- ・ 千葉県子ども・若者支援協議会において、困難を有する子ども・若者の現状や課題を共有するとともに、相談・支援体制の充実に向けた検討を行います。
- ・ 子ども・若者の相談等に適切に支援できる人材を育成するための研修会を実施します。
- ・ 「セレクトシステム（困難を抱える子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック）」の内容の充実を図り、相談・支援機関の連携の推進を図ります。
- ・ 困難を有する子ども・若者が段階に応じた支援を受けられる場（居場所等）に関する情報収集を行い、連携や広報等の方法を検討します。

(2) 千葉県子ども・若者総合相談センターの機能強化（県民生活・文化課）

- ・ 一人でも多くの悩みを抱えた子ども・若者やその家族が相談に繋がるよう、千葉県子ども・若者総合相談センターの周知を行います。
- ・ 面接相談を効果的に実施し、子ども・若者やその家族の悩みを的確に把握し適切な助言や必要な支援先の紹介を行います。
- ・ 適切な支援機関等が直ちにみつからず、家にこもりがちになっている若者を対象に支援プログラムを実施し、復学や支援機関の利用等に繋がります。
- ・ 様々な相談・支援機関等と連絡調整を図り、連携した取組を行います。

(3) 地域における相談・支援体制づくり〔新規〕（健康福祉指導課、県民生活・文化課）

- ・ 制度の狭間や複合的な課題を抱えた方などに対する相談窓口として、「中核地域生活支援センター」を運営するとともに、住民に身近な市町村において包括的な相談体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを実施します。
- ・ 市町村や地域における子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターの設置のメリットや方法、先進事例の紹介などを実施します。

(4) アウトリーチ（訪問）型支援¹³の充実〔新規〕（県民生活・文化課、障害者福祉推進課、健康福祉指導課）

- ・ 自ら相談窓口に来ることが困難な子ども・若者への支援が実施できるよう、アウトリーチを実施している機関や団体の情報の収集を行うとともに、支援の充実に向け研修等を行います。
- ・ 千葉県ひきこもり地域支援センターで実施しているアウトリーチ事業の利用促進を図ります。
- ・ 生活困窮者自立支援制度による相談窓口において、生活困窮の状態にある子どもやその親を対象に、アウトリーチによるニーズの把握や伴走型の支援を含め、早期の支援を行い、生活困窮状態からの脱却を図ります。

Column 3 地域での取組紹介

～市川・浦安地域の若者支援ネットワーク～

「若者サポートプロジェクト678(ろくななはち)」

事務局：中核地域生活支援センターがじゅまる

義務教育を終えて高校に通う16～18才の年代は、将来の自立に向かうとても大切な時期にもかかわらず、学校以外の社会的な支援体制は必ずしも十分ではない現状に問題意識を持った市川・浦安地域の関係機関が集まり、立ち上げたネットワークです。

高校と連携しながら、子どもたちの生活の基盤となる家庭を支援するとともに、進路変更の必要が生じた場合に、地域の適切な支援につなぐサポートを行っています。

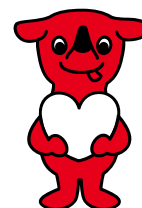
中核地域生活支援センター、生活困窮者相談支援窓口、地域若者サポートステーション、児童家庭支援センター、学習支援等団体、特別支援学校等の担当者が定期的に集まり運営会議を実施し、事例を通して、各機関の具体的な役割や機能について理解を深め、支援のノウハウを蓄積しています。

¹³ アウトリーチ（訪問）型支援：支援を行う者が、問題等に応じて家庭等に出向き、子ども・若者やその家族に必要な相談、助言等を行う。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
〔総合的な相談・支援体制の整備〕 千葉県子ども・若者総合相談センター 「ライトハウスちば」における相談件数	総相談件数 733件 うち面接相談件数※ 0件 (H28)	増加を目指します 〔潜在的なニーズの掘り 起こしを継続的に実施〕

※面接相談は H29 から開始。 H29 上半期（4～9月）面接相談件数：127件



◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
子ども・若者育成 支援推進事業（協 議会）	「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体の連携を強化し、困難を有する子ども・若者への支援策の検討や人材育成研修等を実施する。 (県民生活・文化課)
子ども・若者育成 支援推進事業（総 合相談センター）	様々な悩みを持ちながらも、どこに相談していいかわからない子ども・若者（原則 39 歳まで）やその家族等からの相談について、専門相談員による電話相談、面接相談等を実施し、悩みの軽減を図るとともに、適切な支援先の紹介等を行う。 (県民生活・文化課)
中核地域生活支 援センター事業	24 時間 365 日体制で、制度の狭間にある方や複合的な課題を抱えた方などの相談支援、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを県内 13 箇所を設置、運営する。 また、地域住民に身近な市町村において包括的な相談支援体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを実施する。 (健康福祉指導課)
ひきこもり地域 支援センター事 業	原則 18 歳以上のひきこもり本人や家族等からの電話相談に応じるとともに、相談内容に応じて適切な関係機関につなげる。 また、希望者に対し、面接・訪問（アウトリーチ）を実施する。 (障害者福祉推進課)